

一般社団法人 Tsutsumi Pathology Library 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 Tsutsumi Pathology Library (略称「TPL」) と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を愛知県稲沢市に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、デジタル化された病理標本を、病理医(病理医を目指す医師を含む)をはじめとする世界中の医療者(医学を学ぶ学生を含む)に提供することにより病理診断学と病理学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 病理標本をデジタル化し、提供する事業

2 その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 当法人に次の会員を置き、正会員及び特別会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 : 医療関係者であり、当法人の目的に賛同して入会した個人

(2) 賛助会員 : 当法人の目的に賛同し、その事業を賛助するために入会した個人又は団体

(3) 特別会員 : 当法人に特別な貢献をしたと認められた個人

(入会)

第7条 前条の区分に応じ入会した者を会員とする。

2 会員(特別会員を除く)となるには、理事会の定めた入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得るものとする。

3 特別会員は、理事会の決議により、当法人に特別な貢献をしたと認められた個人をもって、特別会員とする。

(会費の負担)

第8条 会員(特別会員を除く)は、総会において定めるところによる会費を、毎年度納入

しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、理事会の定めた退会届を会長に提出することにより、任意に退会することができる。ただし、退会日を含む当該年度の会費は納入していなければならないものとする。

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会において一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。ただし、除名の決議を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款又は規則等に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に違反する行為があったとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第11条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会又は除名によりその資格を喪失したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 社員全員の同意があったとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 当法人は、会員が既に納入した会費、その他抛出金品は返還しない。

(会員名簿)

第13条 当法人は、個人情報保護に最大限留意しつつ会員の氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した会員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第14条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(総会種別と開催)

第16条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

2 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第19条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名若くは記名又は電子署名する。

第4章 役員

(役員)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上5名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって会長とする。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第22条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第29条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

- 第30条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

- 第31条 当法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

- 第33条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
 - 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

- 第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

- 第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

- 第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

- 第37条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。
- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名若くは記名又は電子署名する。

(理事会規則)

第38条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 計算

(事業年度)

第39条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第40条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第42条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第43条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 事務局

(設置等)

- 第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、所要の職員を置く。
 - 3 事務局長は、理事会の決議を経て会長が任免し、その他の職員は理事会の承認を経て会長が任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 附則

(最初の事業年度)

第47条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和6年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第48条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	堤 寛	新井 信隆	稲田 健一
設立時代表理事	堤 寛		
設立時監事	茶谷 滋		

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第49条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりであり設立後は正会員とする。

住所 愛知県稲沢市矢合町三吉跡 1551 番地 1
設立時社員 堤寛

住所 東京都世田谷区松原 5 丁目 30 番 17 号ヴィラ・プレヴィア 202
設立時社員 新井信隆

住所 愛知県名古屋市千種区富士見台 4 丁目 12 番地の 15
設立時社員 稲田健一

(法令の準拠)

第50条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。以上、一般社団法人 Tsutsumi Pathology Library 設立のため、設立時社員は、本定款を作成し、これに記名押印する。

令和5年5月19日

設立時社員 堤 寛

設立時社員 新井 信隆

設立時社員 稲田 健一